

内 容	✚ 口蹄疫等の防疫対策強化について	..... 1
	✚ 鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策の徹底	..... 2~3
	✚ 牛の出生や異動、死亡の届出は速やかに！正確に！	..... 4
	✚ 監視伝染病の発生について	..... 4

## 口蹄疫の防疫対策強化について

大家畜課 防疫担当

口蹄疫は、発生農場の被害のほか、周辺の広範な地域で牛や豚などの偶蹄類家畜の移動や市場の開催等が制限されるなど、地域の畜産経営に甚大な影響を及ぼします。

我が国では、平成22年の宮崎県での発生以降確認されておりませんが、韓国や中国などの東アジア地域では口蹄疫の発生が継続しています。特に、平成26年7月に発生が確認された韓国で発生が拡大し、本年1月にも新たに豚での発生が確認されています。

このような中、我が国への入国者数は年々増加しアジア地域における人、物の移動が盛んになっており、国内への口蹄疫ウイルスが侵入するリスクが極めて高まっています。

各農場においては、下記に示す口蹄疫の侵入防止対策を徹底するとともに、**水疱等の口蹄疫を疑う症状を発見した場合には、直ちに、獣医師又は県南家畜保健衛生所に連絡**をお願いします。

2016年1月18日現在

韓国における口蹄疫の発生状況  
(2016年1月以降)



○2014年以降の韓国における口蹄疫の流行(O型)

- ・2014年7月～8月:3件(豚3件)  
慶尚北道(2件)、慶尚南道(1件)
  - ・2014年12月～2015年4月:185件(牛5件、豚180件)  
忠清南道(70件)、京畿道(56件)、忠清北道(36件)、江原道(11件)、慶尚北道(8件)、仁川広域市(2件)、世宗特別自治市(2件)
- ※最終発生日:2015年4月28日(忠清南道洪城郡 牛)

- ① 農場の出入口に看板を設置するなどにより、農場内へ不要・不急な者を立ち入らせることのないよう、関係者以外の立入を制限しましょう。
- ② 農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう。
- ③ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、出入りする人の靴底の消毒を徹底しましょう。
- ④ 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ⑤ 農場を出入りした人・車両等に関する情報を台帳等に記録し、少なくとも1年間は保管しましょう。

# 鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします

中小家畜課 防疫担当

## 平成26年度冬季発生事例に係る疫学調査報告書の概要



### 1 平成26年度冬季に発生した高病原性鳥インフルエンザの概要

平成26年12月から平成27年1月にかけて4県5農場で発生したが、日頃の適切な飼養衛生管理、発生時の早期発見と通報及び迅速な防疫措置によって、続発・まん延することなく終息しました。

### 2 分離されたウイルス（H5N8亜型）の特徴

(1) 遺伝的に3系統に分類されたウイルスは、平成26年4月に熊本県で確認されたウイルスとは異なる系統であったことから、国内に残存していたものではないことが確認されました。

(2) 鶏では感受性は低いが、感染が成立した場合には、高い確率で死亡することが確認されました。

### 3 我が国への侵入経路・侵入時期

(1) 海外から人や物を介して農場に直接ウイルスが持ち込まれたことを示唆する事実は認められませんでした。

(2) 平成25年度冬季に東アジア地域で流行したウイルスが、平成26年春に渡り鳥によって北方に運ばれ、繁殖地や経由地でウイルスが維持された結果、平成26年度秋から冬季にかけて越冬のために南下する渡り鳥が感染し、日本に飛来することによりウイルスが持ち込まれた可能性が高いと考えられます。

### 4 農場への侵入経路

人・車両や飼料・飲水といった経路から鶏舎にウイルスが持ち込まれたことを示唆する情報はありません。一方、発生農場付近には豊かな自然環境が共通しており、野生動物や野鳥により、ウイルスが持ち込まれた可能性は否定できません。

### 5 提言

(1) 侵入防止や早期発見に万全を期すため、**日頃の慎重な観察と異常に気付くことができる感覚を育成することが極めて重要**です。

(2) 農場内には多様な野生動物が侵入している一方で、飼養者の多くはこれらの侵入を認識していなかったため、**野生動物侵入防止対策の徹底が必要**です。

(3) 昨冬から本年春にかけて世界各国で流行したウイルスが、今秋以降の渡り鳥の飛来に伴って日本に持ち込まれる可能性を考慮し、**家きん舎に入る際の消毒を徹底するなど、改めて農場のバイオセキュリティを点検し、これまで以上の厳重な警戒が必要**です。

(4) 世界各国、特に、我が国へ渡来する渡り鳥の移動経路上にある**中国、韓国等における鳥インフルエンザに関する情報を積極的に収集する必要があります**。

家さんに異常がみられたら、当所まで、速やかに御連絡ください。

<通報者>

## 家さんの不明疾病発生届(通報)

発見日時	平成	年	月	日	AM/PM	時	発見者
農場情報							
農場名	(所在地 ) (系列 )						
連絡先	TEL	FAX			鶏舎構造	開放・セミ・ウインドレス	
鶏舎数	棟 ( ~ 号鶏舎)			飼養羽数	羽		
品種	種			性別	雌・雄・無鑑別		
用途	採卵・肉用・種鶏			日齢	～ 日齢		
発生鶏舎情報							
鶏舎	号鶏舎			導入	いつ 月 日、どこから、羽数 羽		
日齢	日齢			出荷	いつ 月 日、どこへ、羽数 羽		
異常羽数/飼養羽数	/ 羽			いつから	月 日から		
直近3日間の死亡羽数	今日 / 羽、	昨日 / 羽、	一昨日 / 羽				
過去21日間の平均死亡率( %)の2倍以上( %) 5羽以上のまとまった死亡・うずくまり(場所 ) 嗜眠・神経症状・沈鬱・元気消失・産卵率低下 壊死・チアノーゼ(部位: 肉冠・肉垂)・腫脹(部位: 顔面・眼瞼) 脚部皮下のうっ血・出血							
他の鶏舎	同様の症状 無・有( 羽、 号鶏舎 )						
獣医師による診療履歴等				氏名	(TEL )		
診断名							
受診	無・有(いつ 月 日 : )			解剖	無・有(検査羽数 5羽、所見 )		
簡易検査	無・有(キット名、			検査羽数	羽、結果 -・+( 羽))		

添付:「各鶏舎のロット一覧表」、「各鶏舎の死亡羽数一覧表(遡り3週間分)」

この様式に含まれていない有用な情報は、欄外に記入してください。  
また、複数の鶏舎で異常が確認された場合は、次のように記載すると良いです。

鶏舎	1、	3、	4 号鶏舎
日齢	40、	42、	44 日齢
異常羽数	6 / 2万、	6 / 2万、	11 / 2万 羽

## 牛の出生や異動、死亡の届出は速やかに！正確に！

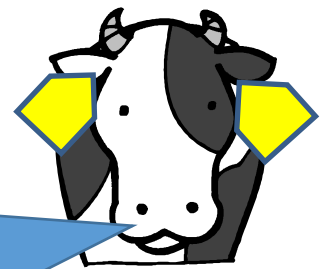
大家畜課 病性鑑定担当

牛の管理者には、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。

平成 27 年 9 月、九州の 2 農場にて牛トレーサビリティ法で義務づけられている牛の出生日の届け出で、虚偽の申告を行っていたことが報じられました。生年月日や品種などを偽って届出した場合には、行政処分や罰則の対象となることや補助事業に参加できなくなることがあります。**牛の出生や異動の届出は速やか、かつ正確に行いましょう。**

また、**満 48 か月齢以上の牛が死亡した場合、家畜保健衛生所への届出と BSE 検査の受検が義務**となっています。死亡した牛の届出及び BSE 検査が適切に実施されなかった事例が散見されています。牛が死亡した場合には、獣医師の検案を受けたうえで、死亡牛運搬業者に速やかに連絡するようお願いします。

耳標は両耳に装着していますか？出生、異動、死亡の届出はきちんとしていますか？



## 監視伝染病の発生について

大家畜課 病性鑑定担当

管内酪農場において、11 月、**牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生**がありました。3～4 か月齢の発育不良牛 2 頭が、BVDV2 型による持続感染牛と診断され淘汰されました。農場では BVDV を含むワクチンが接種されていなかったことから、ワクチン接種の徹底を指導しました。

11 月末から 12 月には、2 酪農場にて**サルモネラ症の発生**がありました。速やかな届出により本症と診断し、治療、消毒及び衛生管理の徹底により、1 月には清浄化を達成することができました。

### 編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988